

開催日時	令和5年7月27日(木) 午後3時00分から
開催場所	第3委員会室
出席者	丸山会長、駒林副会長、梅村委員、丹羽委員、山口委員 議会事務局長、議会事務局次長、総務課長、総務課係長、政策調査担当係長 光本議員(補助者同伴)、 別府議員、辻議員、松岡議員、長崎議員

1 審査事項

会長から、本日は光本議員及び日本維新の会の議員が出席しており、光本議員から補助者として、弁護士の入室を求める申出があり、これを認めているので承知おき願いたいとの発言があった。続いて、市政記者から、写真撮影等の申出があるので、承知おき願いたいとの発言があった。

(1) 政治倫理基準違反の行為の存否及び調査請求の適否について

会長から、まず、当審査会として、会派の経理処理等について確認を行うため、日本維新の会の会派職員の方に出席を求めたが、会派より出席いただけない旨の回答をいただいた。ついては、日本維新の会所属の議員に出席をいただいております、日本維新の会所属の議員に質疑を行いたいとの発言があり、次のとおり質疑応答があった。

会長 審査に関連しまして事前に各会派における経理処理等について調査し、資料にまとめております。各会派の皆様におかれましては調査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。この場を借りまして御礼を申し上げます。今回資料として各会派のそれぞれ経理処理等についてご報告があり、その中にも日本維新の会の経理処理についてご報告があったところでございます。

まだご発言がないようなので私から形式的なところなんです、日本維新の会の方にお伺いしたいのですが、回答いただいた内容のうち、令和3年度のやり方につきまして、支出決定者、経理責任者がどんな作業をしていたかという、一覧表になってるものがございます。その中で、対象経費支出書のところに、支出決定者が支出証明欄への押印を承認するところがありますけれども、これは具体的には、支出証明書欄というのは、あれですか。支出の添付のものになるんですか。領収書が添付されてないときに、押される押印のことなんですございますか。実際にはこれほとんど、押印っていうのはされてはなかったんじゃないかと思うんですが、この点いかがでございますか。

別府議員 日本維新の会幹事長になりました別府と申します。支出証明書の、押印の欄につきましては、名前までこういう形で印字をしてまして、印鑑を押印するという作業になるんですけれども、押印を承認するという事は、実際、会派職員が印鑑を預かっておりまして、その押印をしていいですかという形で押印を承認するという形の手続きを行っております。

会長 この押印、実際にはあまり必要がなかったんじゃないでしょうか。要するに領収書添付だったら、いらんんじゃないかなと思うんですが。私が間違っていたらすいません、教えてください。

別府議員 振り込みとか引き落としの分で領収書が出ない分についての支出についての証明書になっております。

会長 わかりました。ありがとうございます。そしたら、そういったものについて押印される、押印の承認を取られることがあったということですね。それでは委員の方から、この経理処理についてさらにご質問ありましたらお願いします。

委員 基本的なことをお尋ねしたいんですけども、改選時の、令和3年の決めごとと、今回のいろいろ事件といいますか、事故といいますか、事象があって、このようなことになった上で、そういった反省のもとに、現在の姿があらうかと思うんですけども。皆さん方がこの現在の姿を構築なさるにあたって何が一番大事やと、二つ三つあらうかと思うんですけども。

ども、このような手続きの改正に至られたのか、教えていただければありがたいんですが。
別府議員 今まで行っていなかったことについて反省をしまして、実際のお金の流れについて我々も把握をしてなかったというのが大きな反省点でありますし、どういう形で流れてたかっていうのもわかってなかったっていうのが、実際ずさんやと言われるところになると思うんですけども、そこら辺のところを、会派、今、全員で共有しております、お金の流れ、そして支出についての承認を、複数で行うというような形で、間違った方向に支出が行かないようにしてるっていうのが、まず大きな目的であります。

委員 他の視点での取り組み方というのは、特段、もうそれ以上のものはないんでしょうか。もうすべてがそれで今回の事件というか、誤りが起こったというふうなご認識ということでよろしいでしょうか。

別府議員 今回、支出決定者について、やっぱり会派の反省としては、単独でお金の入出金が行われたというところで、会派の他の議員は一切知らなかったお金の流れっていうのがありましたので、その視点については、今お話ししましたように、全員で協議をして、お金の流れを皆で把握するという形。会派に下りてるお金ですんで、会派全員が責任をとるという心構えで、今も視点を変えて運営をしております。

委員 会計責任者という表現なのか、経理責任者という表現がいいのかわからないんですけども、前回事件が起きたときの、経理責任者の方は身を切る改革について、自分は担当してたけれども、政務活動費については一切、勝手に決められていたというふうな認識を示されたわけなんですけれども、今はそういったことはないんですよ。

別府議員 今、経理責任者という形で二名、責任者を置いています。ここにも書いておるんですけども、2人が確認して初めて支出をするというような流れにしていますので、従前のような形では行っておりません。

委員 ありがとうございます。

会長 先ほどのご回答に関しまして、お金の流れで、会派に下りてるお金の流れを会派の所属の議員の皆さんが把握され、それはもっともなことなんでございますが、前回の審査会でいろいろお尋ねしてお答えいただいた中に、この会派会議で報告、資料として配布はしていた。多分そこで議論とかをしたわけではないんですけども、支出に関する資料ですかね、報告書なんですかね、支出の。会派会議、これももう、1週間に1度程度は開かれてるものの中で二、三か月に1回配布をされていたと伺ってましたんで。私は、所属の議員の方々が、特に議論して詰めないまでも、こう流れたっていうのは把握されてるんだろうっていうのを前提で考えてたんですね。先ほどの回答だと、把握しなきゃいけないということで、支出責任者を2人置いたというお話で、揚げ足をとるようで大変恐縮なんですけれども、これ従前のこのやり方だと、皆さんが把握できてないという、ご認識になったのか、何が悪かったのかっていうのを教えていただけませんか。

別府議員 従前のやり方という、政務活動費残高報告という、これ会派で作って、共有してる書類と、政務活動費経理帳簿っていうのをセットに、いつも3か月に1回程度配布をしておったんですけども、ここについてはいわゆる決済されたお金。領収証請求書両者が揃っているお金についての動きっていうのが把握されてまして、前払いとか、そういう領収書のないお金については、ここに掲載されてないんですよ。で、こちらの表の預金通帳については、当時やっぱり確認をしなかったんで、その入出金については実際決済されたお金については把握してるんですが、決済されてない、途中、契約中のお金の流れについては、把握ができてなかったっていうところが、反省点になっております。

会長 わかりました。前は、なにか宙に浮いたお金という表現がございましたけれども、そういう具合に目に見えないところで何か動いてたものがあったのを、一人一人の方までは把握されてなかったと。こういうことなんです。わかりました。

委員 話を聞きますと、従来は形式的には一応、形は整ったけど、皆さんまともに見ずにきたら、ポンと押して、すっと流す。おそらくそれだけで終わってたんじゃないのかなと思ってます。その中で経理責任者、責任を持った人が1人おれば、そこで止まると。あるいは最終まで領収書とかそんななくても、お金が出ていったというふうなことさえ把握しておれば、何か月もその領収書が戻ってこないというふうなことは、当然ながら、把握できていたと。従来はそれが十分なかった。今回についてはそれを十分改めたというふうな認識でよろ

しいですね。

別府議員 はい。それで結構です。

委員 確認なんですけれども、この会派別の会計処理の状況の表なんですけど、これと先來からの事象1から6というのを、考えると、これ、事象の1、2、3、6っていうのが、この上から2番目の②に該当して、事象5は図書の購入だから③で、事象4を政務活動費だからこの一番下の3に該当するというような理解でよろしいでしょうか。どこに確認したらいいのかよくわからない。

会長 整理の仕方ですか。もう一度お願いできますか。

委員 事象、それぞれの事象が、どの会計処理のカテゴリーに当てはまるかというのと、上から2番目の②が、これが物品の購入ですから、1、2と、あとポスターとかチラシとかの3、6で、事象5は図書の購入なので、③で、政務活動費の事象4は、政務活動費なので、一番下の3に該当するってことでよろしいんでしょうか。

会長 調査票をこしらえたのは事務局ですね。考え方を教えていただけますか。

事務局 委員がおっしゃられたような事象に当てはめて、こちらの調査票を作ったというわけではございません。ただ、今おっしゃいましたような分類で大体、そういった形でご理解いただければ、それでもいいかなというふうに思っております。

委員 事象を考えると大体今言ったように。

事務局 そうです。

委員 わかりました。

次に、会長より、続いて光本議員に質疑を行いたいとの発言があり、次のとおり質疑応答があった。

会長 前回の審査会におきまして、事象1の関連でございますが、パソコンを発注したA社と別の会社名等を示すこと及び250万円の入出金履歴の分かる通帳等の提出を依頼する旨の話をいたしまして、事前にこの審査会から光本議員に照会したところ、光本議員より、回答できない旨の回答をいただきました。その回答につきましては、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。念のためどのような照会をしたのか、ここで説明をいたしますと、事象1につきまして、令和3年6月に光本議員が、業者さんにパソコンを注文されて75万円を支払われたというお話がありまして、この審査会より以前の調査では、もともと、A社という会社に発注し、お支払いをされてたというお話がありました。ところが前回のこの審査会の席上で、光本議員から、もともとA社とは別の業者にパソコンを発注しており、その後キャンセルし返金があった後に見積書が必要となった。そこで、令和4年の5月に、令和3年6月24日付の見積書を作成するように、A社に依頼したんだというご発言がありました。そこでA社とは別の業者につきまして、その業者の氏名名称、事務所住所の連絡先、これをご回答くださいということをお願いいたしました。それからもう一つ。政務活動費250万円を出金した、これ事象4の関係でございますが、出金した後の入金先口座につきまして、250万円の入金記録がある通帳の写し或いはWeb取引の印刷或いは銀行の預金の入出金履歴の写しを提出してくださいと。なお、開示に差し支える部分があればマスキング処理して開示してください。こういうことを要請しましたところ、回答できないというご回答がありました。それでは、この点に関しまして、質疑、確認等ございましたら、委員の皆様からご発言をお願いいたします。

委員 会長が今、前回の流れをなぞらえていただいたんですけれども、その結果こういう回答が出たことについて、ご本人から何か説明の一言でもいただけたらなと思うんですが、これ以上のものは何もないんでしょうか。

光本議員 はい。前回の後、代理人の先生ともいろいろ相談をしまして、資料の開示につきましては、今後の刑事手続きにおける防御権を適切に行行使するため、提供控えさせていただきたいということで、このような回答になりました。

委員 確か、前回、この事象1に関して、光本議員は、お渡しできますみたいなご発言をなさってたんです。議事録を事務局が作成されるんで、確かやと思うんですけれども、何かそういうのりでご回答いただきながら、一旦会議が終わって、弁護士の方とご相談されると、何

かいきなり防御権の行使をするんやという流れになるのは非常に理解しがたいというか。政治家というのはやっぱり言葉で態度を示すというか、考え方を示していただくのが一番大事なことだと私は思っております。それにもかかわらず前回の発言と、真逆のようなご回答がこういうペーパーで来る。あるいは、今ご自身が、この回答を超えることがないようなご答弁をなさったというのは非常に、残念であります。もう結果は一緒やと思われまして、意見にとどめざるをえないかもわかりませんが、私は…あ、なんか手を挙げていただいております。

会長 お願いします。

光本議員 前回の後、議会事務局からもともとパソコンの売買をお願いしてた業者さんの情報を会長にお渡しをした際に、会長がそこに連絡を取ってってというようなお話を初めて、前回の後に聞きましたので、それも代理人の先生に相談をしまして、今告発をされて捜査が始まっているようですので、そことの兼ね合い、混乱をきたす部分もあるのかもしれないということで、それであれば今回は回答を差し控えさせていただこうという結論になります。

副会長 委員がおっしゃった通りで、それ以上加えることはないと思うんだけど、ここは政治倫理審査会なんですよ。百条委員会でもないし。私の認識では、前回、私の質問に対して答えていただいて、議会に対してもすごい迷惑かけた。まさにその通りで。政治倫理条例を見ると、住民に対して、ちゃんとその信頼を回復すると書かれているので、そのような意味でご発言をいただきたいというふうに思っているんです。だから、刑事云々の話ではなくって、議員さんなので、住民に対してちゃんと説明をいただきたいと、そういうことなんです。せっかくのいい機会だと思うんです。そこでご発言をいただくっていうことが、市議会のためにもなるし、市民のためにもなるかなっていう、そういう認識で私は質問したんですけども、残念な感じがしたので。意見ということで。

委員 すいません、同様の内容になるんですが、確かに刑事手続きにおける云々というのはありますけれども、先ほど言われたように、議員さんですからね。市民、あるいは投票した人に対して、ちゃんとしたことを申し上げるのが筋じゃないかと思っておりますので、その辺のところを十分に考慮いただければと思います。

会長 私からお尋ねしたいんですが、この、特に事象1の関係で、従前は光本議員ご自身がA社に対して発注し、お金を払っておりましたと説明されてたわけですね。これは、会派代表者会でも、確かにそういったご発言、確認できます。前回の審査会では、いや、A社ではありません、別の業者ですと、A社にはその後、見積書を作成のみ依頼しましたと。こういう話がありまして、これ相容れない話だと理解してるんですね。対立している、両立しえない話なので、どちらか一方のストーリーは、少なくとも事実じゃないかと判断しておるんです。そこで、まずは事実関係の確認が必要だなと考えて、質問をさせていただいたんですね。この審査会、特に宣誓を求めて証言をしていただいているわけでもなし、偽証の制裁等もありません。刑事告発がなされてるということはもちろん存じてますけれども、すでに警察で話した話だから構わないと思います。だからということで、前回も光本議員ご自身が、いや、実は別の業者なんですっていうことをおっしゃった。で、私ども、強制的な権限がありませんのでお話を聞いて、そのお話が信用できるかどうかというのを考えていかなきゃいけない。そのためにも、だったらこういった公開の場では相手の方にもご迷惑かかるから、書面でご回答願えないかとお願ひした次第なんです。防御のため検討が必要と言われる意味が私は直ちに納得しかねると考えておりました、すでに警察でもお話になってる内容、そして、お尋ねしたのはその業者名、連絡先のみでございます。それを答えることがなぜ防御のために検討が必要になってくるのか、これがわからない。今、委員の方々からご指摘あったように、有権者の方に説明されるいい機会でもある。またその責任もあるんじゃないでしょうか。長くなってすいません。防御のため、検討が必要ということ、具体的にお答えいただけませんか。何がどうして、その防御に関わってくるのか。ある程度抽象的な説明になるのはしょうがないですけども、説明いただけますか。

光本議員 前回も私お話ししたと思うんですけど、私自身は今後の展望が、素人ですので見えてない部分があります。告発されて、捜査が入り、どうなっていくのかという。その中で頼りにしているのが代理人である弁護士の方で、見えてる景色といいますか、今後の展望が違うところの差もあると思うんですけども、やはりその代理人からのアドバイス、私は今、

一番の柱としてやってるところもありますので、その中でのアドバイスとして、今回のような回答になったというところがございます。

委員 聞かれたのは、確かその業者名と連絡先ですよ。だからそれに対して、なんでかというのはい今話では全くわからないんですよ。

会長 私から光本議員にまたさらにお尋ねしますが、もちろん弁護士、あるいは代理人の先生に相談される、法的な意見をいただくという、それは当然のことでありまして、全然それは差し支えないんですが、アドバイスを受けて、光本議員も、政治家としての説明責任も、お考えになってるんだらうと思います。通常は刑事事件の、自らの防御と、その政治家としての説明責任、ぎりぎりのところのすり合わせを考えられるんじゃないでしょうか。先ほど委員の方からご指摘があったように、政治家の方はやっぱり、きちんと自らの言葉で、説明されるのが一番大きな仕事であると。ごめんなさい。一番大きな仕事という語弊がありますが、責務なんじゃないでしょうか。刑事責任っていうのはここで決めることじゃない。司法機関あるいは捜査機関において、検討されることでしょから、ここで発言したことが直ちに刑事責任に結びつくわけでもない。その弁護士、代理人の先生のアドバイスとすり合わせた上で、光本議員ご自身のご判断で説明できる内容はないのでしょうか。

光本議員 経緯というか、何が起こったかって言うことは、前回お話をさせていただいたと思います。会派代表者会での説明の時には、私もこのA社さんをお願いをしていた手前、守らないといけないうて言うたら変ですけども、私の方から、そのA社さんを裏切れないというところもあり、そういう回答といますか、説明を会派代表者会ではさせていただきましたけども、その翌々日、代理人の先生にも相談をして、一緒に県警捜査2課に行った時には、すべてお話をしました。前回ここでもお話しさせていただいた通り、もともとは他の業者さんをお願いをしていました。それがそのあと、4月に、返金の後、領収書、請求書をもらってくださいと議会事務局から言われ、ただもうその時点では連絡がつかないっていうので、その領収書なりを取ることができなかつたので、それを売買が成立してるわけではないので、こういうことを、お願いしていたということで、A社さんに代わりにお願いをしたということです。その事実は変わりませんので、その事実をもって審査をしていただければと思いますし、やはり、いろいろ説明責任という言葉はいただいておりますが、もちろん説明責任を今後も果たしていかないとはいけないと思っております。ただ、もうそこは議員でも、刑事告発をされ、一方で、それが動いておりますので、そこはやはり防御権の行使をさせていただきながら、いろいろな形で説明責任を果たさせていただければと思います。

委員 素朴な疑問なんですけれども、今、前回から、X社、A社っていうのが出てきて、A社はつき合いがある業者だと。X社は連絡を取ったが、連絡が途中で取れなくなつたっていう。そういうような話だったわけですけど、そもそもそういうあやふやなX社っていうのをどのような経緯で知るに至ったんでしょうか。そのX社という存在を。

光本議員 もともと、A社もそうですけど、知り合いでしたので、私の中であやふやな業者という思いはX社にもありませんでしたので発注をした、依頼をしたということです。

会長 すいません。私から、今の事象1の関連のご回答について、いろいろ光本議員にお尋ねしましたが、もう一つ事象4の関係で、250万円の入金、それを入金した先についても、ご回答いただけなかったことを先ほど、紹介いたしました。これも、当方としては、光本議員の金融取引すべて開示しろなんてことは言っておりません。金融取引は、プライバシーに関する部分が多いですから、そういった部分はもうマスキング処理してくださいと。この250万円の入金を確認できるものを出していただきたい。こういった趣旨でございます。それは、政務活動費ですから、もうご承知の通り、公金と言われる種類のお金です。この公金が、要するに、その間、確保されていたっていうことを確かめたいだけなんです。これについても、光本議員の刑事責任とどういう結びつきがあって、何で防御権の話になるのか、理解できない。この点についても、ご説明いただけませんか。お願いします。

光本議員 告発の際に、使い込みとか、そういうことも言われてるようですので、まさしくお金の流れの部分の肝になるところだと思いますので、ここに関しても防御権の行使をさせていただいてるということです。移したと、別で管理をするということで、移したということ自体は事実ですので、そこに関しては認めております。警察にも、そのあと私が1円たりとも、使ってるのかどうなのかっていうことを調べてくださいということで今年の6月に言っ

ておりますので。まず、移したこと自体は事実ですので、それはお話はできるんですけども、そのあとは警察にお任せをしてるところになります。まさしくそこが告発されてるところの一つでもございますので、ここに関しても、防御権を行使させていただいてるということです。

会長 ありがとうございます。告発事実は文書偽造のみと聞いておりますので、このお金の事象4に関しては告発には含まれてないと、私は理解しております。私が間違ってるかもしれませんが、これ、お金を口座に移したということは、それはそうなんですか。例えば現金で管理していても、現金金庫に入れてたってそれは管理だとは思うんですけどね。現金の状態ではなく口座には入れておられたというところは動かないわけなんですか。光本議員、これはご確認いただけますか。

光本議員 管理の仕方に関しても、警察にも、それはお話をしております。まずは移したことは事実ですし、使い込みがあったかなかったかってところが一番の肝になると思いますので、その辺に関して、私は使い込みはしていませんというのが趣旨、お話をしておりますので、そこを自分でも、どう証明していいのかってところなんで、警察に調べてくださいというふうに言っております。そこは捜査の結果を見ていただければというふうに思います。

会長 細かいことですが、申し訳ないですけど、移したと言われてるのは、政務活動費の保管してる口座から、まず現金で下ろした。それは、職員の方に示唆して、250万円をお受け取りになった。それを、別の口座に入金したという意味で、移したと言われてるんでしょうか。

光本議員 その日の管理の仕方とか、別に移したというのはいろいろありますので、その辺はまた捜査のところでお話をさせていただければと思います。とりあえず、移したことに関しては間違いありませんので。

委員 どう聞いたらいいかがだんだんわからなくなってきつつあるんですけども、先ほどから防御権、防御権と言われて、警察にはすべてをお話をなされたとも言われてるわけです。そしたらここ、この場でも、警察でお話なされたのと同じことを、お話をいただいて、特に口座に関しては、これだけ騒ぎになってるわけですから、ご自身が弁護人とともに金融機関に、足を運んで、頭を下げて、あの口座の、この出し入れについてはこうでしたよねと、私はそう思ってるんですけどということを、警察に調べてもらうんじゃなくてあなた自身が証明するというか、立証するというか、何かそういうふうになさって、言葉で理解を求めるといのが筋じゃないかと私は思います。意見だけになっちゃいますけど。

委員 話を聞けば聞くほど、だんだんわからんくなってくるんですけど。私、この審査会において、市民の代表という立場なんですよ。先ほどから意見が出るように、有権者、市民に対して、説明責任があるんじゃないかと、警察に言えるんであったら、我々に対しても言ってもらっても、当然ではないんですかと、今、答弁聞いて、思ったわけです。そのところはどうぞお考えなんですか。市民の1人に対して、説明できないわけですから。

光本議員 説明責任を果たさないということは前回から含めて、一切言っておりません。説明責任は果たしていかないといけないと思ってますけども、刑事告発をされてる以上、それが今同時並行で進んでる以上、そのタイミングも、こちらとしては考えさせていただければと思います。最終的には、しっかりと説明責任を果たしていくものだというふうには、もちろん理解をしております。

委員 その最終の責任っていうのは、警察の方での捜査が終わって、すべて明るみに出た後で、説明しますよっていうことだったら、それは説明じゃないですわね。違いますか。

光本議員 会派代表者会の時もそうでしたけども、いくら話しても、それはほんまかいなとか、そんなことないだろうということがございましたし、どこまでいっても、やってないものの証明って、なかなか私も、こんなに難しいんだなっていうところも思いながらやってたので、そこに関しては、警察の捜査、答えが出て、それにのっかって説明をさせていただければと思います。

委員 この間のご発言で、梅田の駅前の家電量販店でデビットカード、クレジットカード、最終的に支払ったのは、自分ではなくて、家族の者が支払ったというふうなご説明で、従来と違った回答なされたと認識しとるんですけども。従来のご説明では、デビットカードか、クレジットカードか。自分ではデビットを使ったつもりだったけれども結果的にクレジット

やというご説明を以前はなさってました。そこに家族の言葉、登場してません。先般は家族が、デビットカードではなくて、クレジットカードで払ったというご答弁やったと私は認識しております。で、個人的に別の家電量販店ですけれども洗濯機を買うことがございました。この洗濯機を買うに際して、クレジットカードを私は使いました。一番最初に、配達先。光本議員も配達先の問題がありました。配達先を迷いながら、結果的にご自宅を配達先に選ばれたというくだりがあったと思うんです。私も自分の家を配達先に選んで、同時並行的に次の段階で、支払いの手続きをしました。同じ机でした。物一つを買うにあたって、どっかの集合のレジかなんかで、順番になんぼで払いますというふうな、場面ではなくて、これはおそらくですよ、梅田の前のところまで私、行ってませんので、確認はできませんけれども。一定程度、70万円程度の高額のパソコンを購入、それにWi-Fiもついてたというふうな場面であれば、1か所にお客様が座って、総合的に配達先、支払い方等々を一括でその場でされると思うんですけれど。それはそうではなかったんですか。要は、配達先で迷われた。そこから、それは家族ではなくて、ご自身で迷われたと私は認識しとるんですけども、そのすぐ後に、もし支払いが来てるのであれば、なぜその場であなたは、それは家族に任せて、違う場面に行かれたんかなと。そこが、私にはわからない。どういう状況で、手続きを順次なさっていったのか、ご説明をもう一度していただけたらと思うところです。

光本議員 すいません。一点、配達先で迷われたってのはどういうことかがよくわかんないんで、そこだけ。

委員 配達先を自宅にするのか、会派にするのか、少し迷われたというふうな答弁を去年の会派代表者会でなさったように記憶をしておるんですけども、私の読み違いであれば、すいません。それは撤回をさせていただきますけれども。いずれにしても、買い物の流れの、コンシェルジュ云々というのがあったと思うんですけれども、最後、クレジットカードかデビットカードかで、結果的にデビットじゃなくてクレジットが使われたという場面に唐突に家族だけがその場面で登場するというのが私は理解できないと考えておるんです。

光本議員 当日の流れでは丸テーブルに案内をされて、その前に、もちろんこれが欲しいです、あれが欲しいです、これ買いますっていうのを、係の人に伝えて、パソコン5台プラス1台っていうふうな時に、もう量が多いってのはあったんでしょうけども、丸テーブルに案内をされて、そこで、発送手続きなりをしました。ただ、今おっしゃってたように、そこでの支払いっていうことはなかった。結局はレジで支払わなきゃいけなかったと思いますんで、そのレジは行ってもらった、発送手続きはこっちでやってたっていうような流れでしたので、当時はそういう流れでやりました。

続いて、会長から、これ以降の審査についてであるが、これまでの質疑を踏まえて、政治倫理基準違反の行為の存否及び調査請求の適否について、委員間で意見の交換を行いたいと思う。なお、政治倫理条例第6条第3項において本審査会の会議については、出席委員の3分の2以上のものの合意により非公開とすることができるとされている。そこで、これ以降の審査については秘密会により審査したいと思うがどうかとの発言があり、各委員これを異議なく了承し、これ以降の審査については、秘密会とすることとなった。

また、秘密会における審査に入る前に、会長から、会議録について、議員の発言については「議員」と記載することと第1回審査会において確認していたが、第2回審査会以降の会議録に係る発言者の表記について、審査の内容上、各議員の名前を判別するため、議員名については記載することとしたいと思うがどうかとの発言があり、各委員これを了承した。